

独立行政法人酒類総合研究所の倫理指針を以下のとおり定める。

研究所の役職員一同は、独立行政法人は国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を実施する組織であることを踏まえ、職務に誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、職務に係る倫理の保持を図るため、以下のとおり行動します。

- ・ 国民の一部に対してのみ有利な取扱いをするなど、不当な差別的取扱いをすることなく、常に公正に職務を執行します。
- ・ 常に公私の別を明らかにし、自らや研究所のための私的利益のため、自らの職務や地位を利用しません。
- ・ 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みます。
- ・ 勤務時間外においても、自らの行動が研究所の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。
- ・ 利害関係者からの贈与、供応等に係る禁止行為に注意を払い、職務に係る倫理の保持に努めます。
- ・ 法令等に基づく守秘義務を全うするため、業務上知り得た秘密及び個人情報を厳重かつ適切に管理します。
- ・ 他人が所有する知的財産権を尊重し、これを侵害しません。
- ・ 各種ハラスメントその他職場の健全な環境、秩序及び規律をみだすような行為はしません。
- ・ 研究所の財産及び情報等を業務以外の目的のために利用しません。